

## スマート農業総合推進対策事業費補助金等交付要綱

制定元農会第863号  
令和2年4月1日  
農林水産事務次官依命通知  
一部改正  
2農会第679号  
令和3年4月1日

### (通則)

第1 スマート農業総合推進対策事業費補助金及びスマート農業総合推進対策事業費地方公共団体補助金（以下「補助金」という。）の交付については、スマート農業総合推進対策事業実施要綱（令和2年4月1日付け元農会第863号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2 補助金は、スマート農業の現場実装の推進に向け、実施要綱に基づいて行う事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費を補助することを目的とする。

### (交付の対象及び補助率等)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第2に定める事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が行う別表1に定める補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表1に定めるところによる。

### (流用の禁止)

第4 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) 別表1の区分欄に掲げる直接補助1から5まで及び間接補助1の事業の相互間における流用
- (2) 別表1の区分欄の直接補助4の経費欄に掲げる(1)及び(2)の相互間における流用
- (3) 別表1の区分欄の間接補助1の経費欄に掲げる(1)及び(2)の相互間における流用

(申請手続)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、別表2の事業名の欄に掲げるそれぞれの事業の補助事業者の区分に従って交付決定者の欄に掲げる者(以下「交付決定者」という。)に交付申請書を提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条の交付決定者が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 交付決定者は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

- 2 第5第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第8 補助事業者は、第5第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第7第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第9 補助事業者(地方公共団体が補助事業者である場合を除く。第9において同じ。)は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、交付決定者にあらかじめ届け出なければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積合わせ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（債権譲渡等の禁止）

第10 補助事業者は、第7第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第11 補助事業者は、別表1に定める重要な変更該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。
- 3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第12 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事業遅延の届出）

第13 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による事業遅延等報告書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

（概算払）

第14 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号による概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(状況報告)

- 第 15 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において、別記様式第 6 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、第 14 の別記様式第 5 号に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項による報告のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

- 第 16 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 11 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 箇月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
- 3 第 5 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第 5 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第 17 交付決定者は、第 16 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 交付決定者は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

- 第 18 交付決定者は、第 11 第 1 項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 7 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適當な行為をした場合
  - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
  - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 17 第 3 項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（財産の管理等）

- 第 19 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第 20 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定す

る期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

#### （補助金の経理）

- 第 21 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、ほかの経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 10 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第 22 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

#### （補助金調書）

- 第 22 補助事業者が地方公共団体である場合は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 11 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

#### （間接補助金交付の際付すべき条件）

- 第 23 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 4、第 11 から 13 まで、第 15 から 19 まで及び第 21 の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとすること。

- ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
  - イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- (3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者へ納付させることがあること。
- 2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者へ補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
  - (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあつては、第7による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。
- 5 補助事業者は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、農林水産業ロボット技術活用推進事業費補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27政第399号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の交付要綱に基づき令和元年度以前に実施した事業については、なお従前の例による。
- 4 持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付要綱（平成31年4月1日付け30生産第2180号農林水産事務次官依命通知。）に基づき令和元年度に事業を実施した者による当該事業の継続実施については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第3、第4、第11及び第12関係）

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
直接補助  1 農林水産データ管理・活用基盤強化事業	農業分野におけるデータ連携・共有に向けたルールづくり ア 直接経費 イ 一般管理費	定額	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における30%を超える増減	1 補助事業者の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 4 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 5 成果目標の変更
2 農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業	ロボット農機の無人での完全自動走行に関する安全性確保策の検討 ア 直接経費 イ 一般管理費	定額	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における30%を超える増減	1 補助事業者の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 4 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 5 成果目標の変更
3 次世代につながる営農体系確立支援事業	(1) データ駆動型農業の実践・展開支援 ア スマートグリーンハウス展開推進	定額		1 補助事業者の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 4 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 5 成果目標の変更

<p>4 データ駆動型 土づくり推進事業</p>	<p>(1) 土壌診断データベースの構築 ア 直接経費 イ 一般管理費</p> <p>(2) 土づくりイノベーションの実装 加速化 ア 直接経費 イ 一般管理費</p>	<p>定額</p> <p>1/2 以内</p>	<p>経費の欄に掲げる (1) のア及びイ又は (2) のア及びイの経 費の相互間における 30%を超える増減</p>	<p>1 補助事業者の変 更 2 事業の新設又は 廃止 3 事業費の 30%を 超える増又は国庫 補助金等の増 4 事業費又は国庫 補助金等の 30%を超 える減 5 成果目標の変更</p>
<p>5 スマートグリ ーンハウス先駆的 開拓推進事業</p>	<p>スマート技術を含む施設園芸による 現地生産の事業化可能性調査等に要 する経費</p>	<p>定額</p>		<p>1 補助事業者の変 更 2 事業の新設又は 廃止 3 事業費の 30%を 超える増又は国庫補 助金等の増 4 事業費又は国庫 補助金等の 30%を超 える減 5 成果目標の変更</p>
<p>間接補助</p> <p>1 次世代につな ぐ営農体系確立支 援事業</p>	<p>(1) 産地の戦略づくり支援</p> <p>(2) データ駆動型農業の実践・展開 支援 ア データ駆動型農業の実践体制づ くり支援</p>	<p>定額</p> <p>定額、1/2 以 内</p>	<p>事業費又は国庫補助 金等のそれぞれの経 費（実施要綱別紙3別 表2に記載の費目）の 相互間における 30% を超える増減</p> <p>補助率が異なる経費 ごとの相互間におけ る経費の増減</p>	<p>1 補助事業者又は 間接補助事業者の変 更 2 事業の新設又は 廃止 3 事業費の 30%を 超える増又は国庫補 助金等の増 4 事業費又は国庫 補助金等の 30%を超 える減 5 成果目標の変更</p>

別表 2 (第 5 関係)

事業名	補助事業者の 区分	交付決定者
1 農林水産データ管理・活用基盤強化事業	左欄の事業を 実施する補助 事業者	農林水産大臣
2 農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業	左欄の事業を 実施する補助 事業者	農林水産大臣
3 次世代につなぐ営農体系確立支援事業 (1) 産地の戦略づくり支援 (2) データ駆動型農業の実践・展開支援 ア データ駆動型農業の実践体制づくり支援	下記の区分以 外の補助事業 者	補助事業者の主たる事務 所の所在地を管轄する地 方農政局長
	北海道に主た る事務所が存 在する補助事 業者	北海道農政事務局長
	沖縄県に主た る事務所が所 在する補助事 業者	内閣府沖縄総合事務局長
イ スマートグリーンハウス展開推進	左欄の事業を 実施する補助 事業者	農林水産大臣
4 データ駆動型土づくり推進事業	左欄の事業を 実施する補助 事業者	農林水産大臣

5 スマートグリーンハウス先駆的開拓推進事業	左欄の事業を 実施する補助 事業者	農林水産大臣
------------------------	-------------------------	--------